時と水 ゆったり流れる
平川市

平川市社会教育基本計画（案）

令和５年度～９年度

平川市教育委員会

目　次

１　計画の概要　・・・　１
１．計画策定の趣旨
２．計画の性格
３．計画の期間
２　基本方針・基本目標　・・・　２
１．基本方針
２．基本目標
３　施策の体系　・・・　３
４　各政策・施策　・・・　５
５　計画の推進体制　・・・１０
１．推進体制
２．進捗管理
[生涯学習・社会教育の拠点施設]　・・・１１

１　計画の概要

１．計画策定の趣旨

平川市教育委員会は、平成３０年５月に「平川市社会教育基本計画（平成３０～令和４年度)」を策定し、「ともに学び まちを育てる 笑顔あふれるひとづくり」を基本理念として、学校・家庭・地域の連携による教育活動の活性化や年代に応じた多様な学習機会の提供による取組みを進めてきました。

近年、自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化はもとより、ＩＣＴ※1の急速な進化によるライフスタイル・ワークスタイルの変革など、社会の変化を踏まえた新しい施策の展開が求められています。

こうした社会情勢に的確に対応していくためには、市民・事業者・学校・行政が連携し、未来を見据えたひとづくり・まちづくりを推進していく必要があり、市民の積極的な学習活動や地域社会への参画の促進が求められています。

このようなことから、「第２次平川市長期総合プラン」及び「平川市教育振興計画」を踏まえ、よりよい社会教育行政の指針となる計画を策定するものです。

２．計画の性格

本計画は、第２次平川市長期総合プランや平川市教育振興計画に基づき、他の計画との整合性を図りながら、生涯学習の理念※2に沿った社会教育行政の方針と主要な施策を示す計画とします。

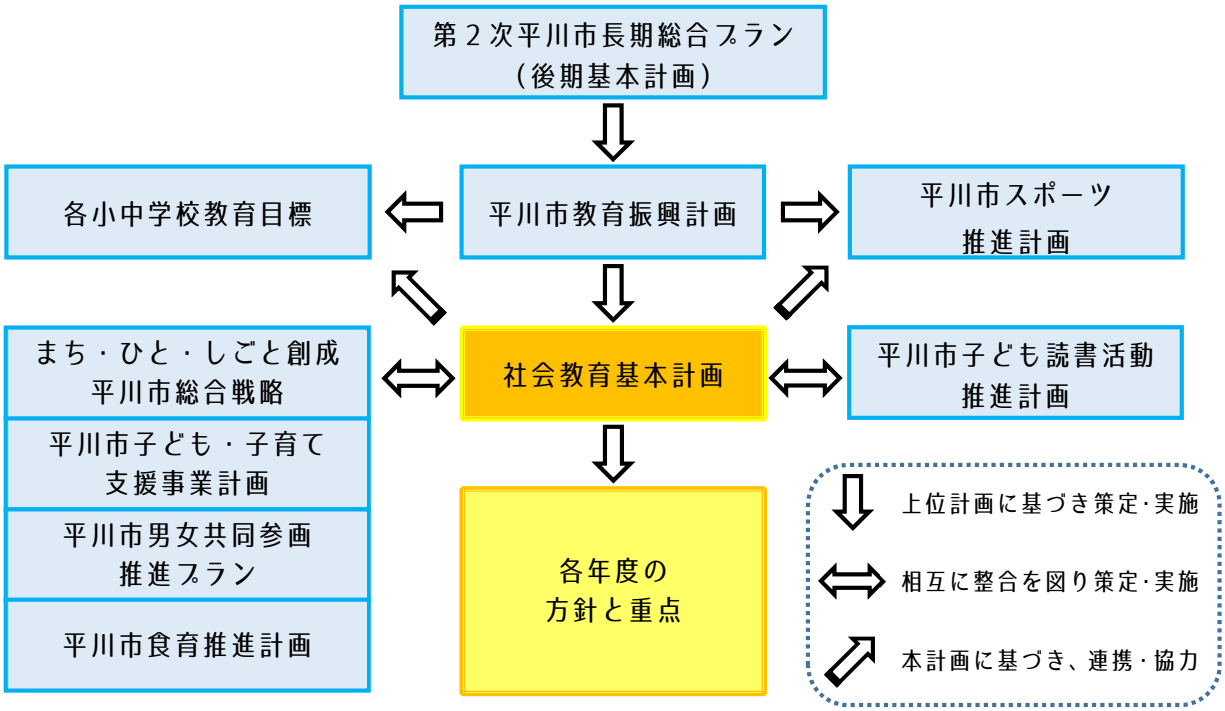

３．計画の期間

本計画の期間は、令和５年度から令和９年度までの５年間とします。

２　基本方針・基本目標

１．基本方針

「ともに学び　まちを育てる　笑顔あふれるひとづくり」

２．基本目標

平川市教育委員会は、第２次平川市長期総合プランの将来像である「あふれる笑顔くらし輝く 平川市」の実現に向け、本計画の基本方針を推進するため、平川市社会教育施策における３つの基本目標を設定します。

基本目標１　未来を切り拓く子どもたちの育成

基本目標２　知識と経験があふれる生涯学習の推進

基本目標３　感性をはぐくむ芸術文化の振興

※1 ＩＣＴ

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術の意味。

※2 生涯学習の理念

教育基本法にて規定されている。

（生涯学習の理念）

第３条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができるよう社会の実現が図られなければならない。

３　施策の体系

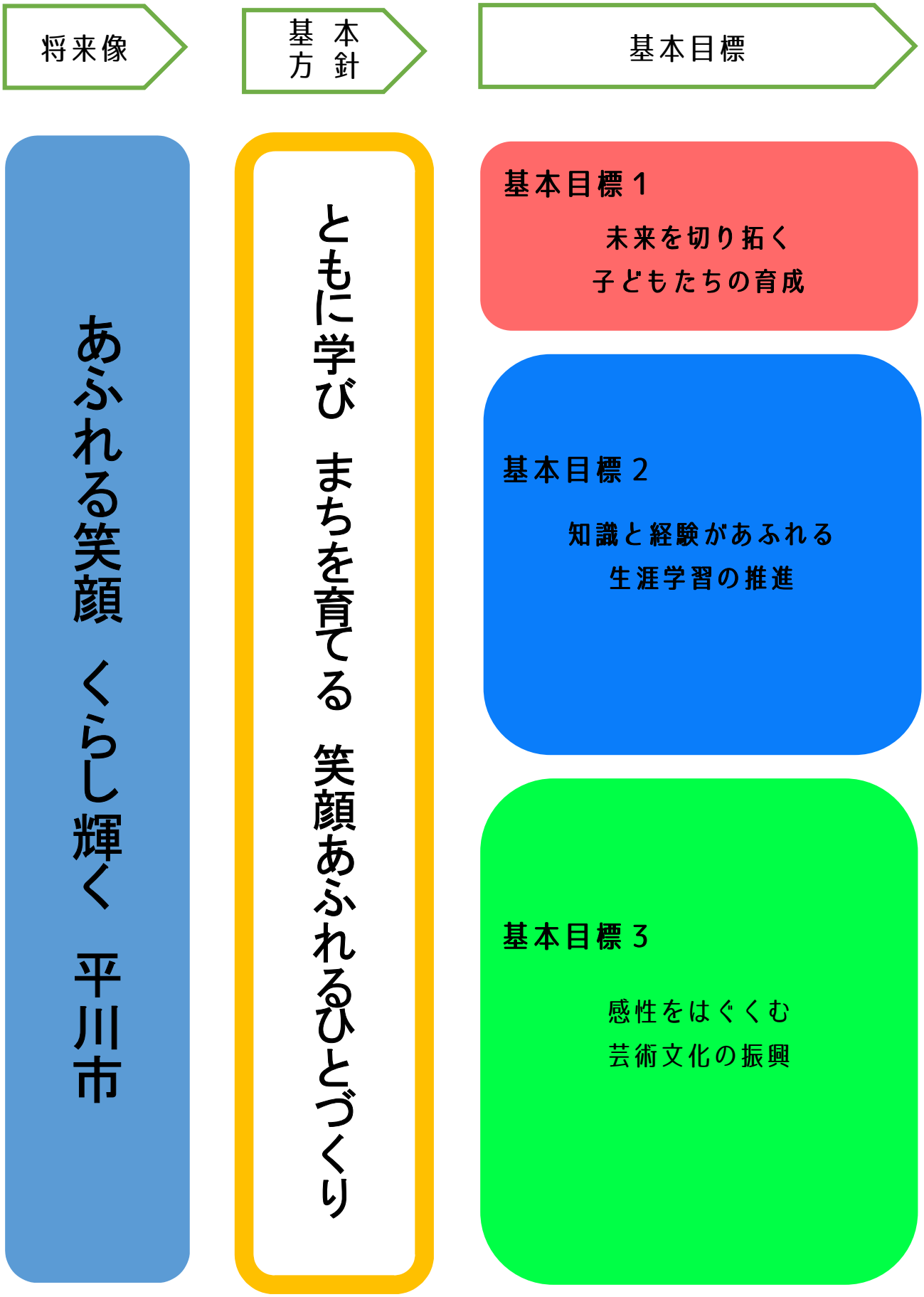
将来像
基本方針
基本目標
あふれる笑顔　くらし輝く　平川市
ともに学び　まちを育てる　笑顔あふれるひとづくり
基本目標１
未来を切り拓く
子どもたちの育成
基本目標２
知識と経験があふれる
生涯学習の推進
基本目標３
感性をはぐくむ
芸術文化の振興

施策の方針	主要施策
１－１ 学校・家庭・地域の連携協働の推進	(1)学校・家庭・地域の連携協働の推進
	(2)学校外教育の推進
２－１ 年代に応じた多様な学習機会の提供	(1)教養を高める講座の開催
	(2)青年層の学習参加
２－２ 生涯学習環境の整備	(1)社会教育施設の整備と利活用
	(2)生涯学習情報の収集と発信
３－１ 芸術文化活動の振興	(1)文化団体の育成･支援と活動の場の提供
	(2)芸術鑑賞機会の提供
	(3)芸術家・文化人の紹介
３－２ 文化財の保存と継承	(1)文化財の保護・保存と活用
	(2)伝統芸能の保存継承

4　各政策・施策

基本目標１　未来を切り拓く子どもたちの育成

現状と課題

地域社会のつながりや支え合いの希薄化により、地域の教育力が低下していることや、学校が抱える課題が複雑化・困難化していることから、学校･家庭･地域の連携・協働による、地域ぐるみの教育が求められています。

施策の方針

１－１　学校･家庭･地域の連携･協働の推進

学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、また、学校外での体験活動の場を充実させることで、人間性豊かな子どもたちを育てる地域社会づくりを目指します。

主要施策の体系と方向

１－１　学校･家庭･地域の連携･協働の推進

(1) 学校･家庭･地域の連携･協働の推進

① 学校と地域をつなぐ「地域コーディネーター」※3 を活用し、地域との連携･協働を推進します。

② 学校やＰＴＡにおける家庭教育講座を支援し、学校と家庭との共通理解を深めるとともに、家庭での教育力の向上を図ります。

(2) 学校外教育の推進

① 青少年育成団体の活動支援や国内交流事業により、児童・生徒の学校外での体験活動の充実に努めます。

※3 地域コーディネーター

地域住民による学校ボランティア活動を支援するために小中学校に配置され、学校と地域、ボランティアとの連絡調整やボランティアの募集などの業務を行う人材のこと。

基本目標２　知識と経験があふれる生涯学習の推進

現状と課題

１　時代の変化や情報メディアの発展により個人の価値観は多様化し、そのニーズに応じた学習機会の提供が求められています。
　また、地域の関係性の希薄化が不安視されるなか、地域活動を継続・活性化していくため、未来のリーダーとなる青年層の地域活動への参加が求められています。

２　誰もが気軽に利用しやすく、生涯にわたって学習することのできる施設環境が求められています。また、多くの文献や情報を活用し教養を高めるため、生涯学習情報をはじめ、情報拠点としての図書館機能の強化が課題となっています。

施策の方針

２－１　年代に応じた多様な学習機会の提供

　生涯にわたって豊かなこころをはぐくみ、社会参加への糧とするため、年代や学習ニーズに応じた多様な学習機会の充実を図ります。
　また、青年層については、相互の交流や学習活動を通じて地域を考える機会を提供し、地域活動への参加を促します。

２－２　生涯学習環境の整備

　社会教育施設の機能を有効に活用できるよう、適切な保守や設備更新を行うとともに、生涯学習のための人材リストや図書館資料の適正な選書・収集と質両面の更なる充実を図り、生涯学習環境の整備に努めます。

主要施策の体系と方向

２－１　年代に応じた多様な学習機会の提供

(1) 教養を高める講座の開催

① 多様化する学習ニーズに応じた学習機会の提供に努めます。

(2) 青年層の学習参加

① 青年層の学習ニーズや情報収集ツールを調査し、交流と地域参加を促す学習メニューの開発に努めます。

② 社会活動に興味のある青年等の支援のため、活動の場や情報の提供に努めます。

２－２　生涯学習環境の整備

(1) 社会教育施設の整備と利活用

① 文化センターや生涯学習センターなど、社会教育活動の拠点施設の活用を促進します。

② 施設の機能を維持し、バリアフリーや安全対策を進め、学習者の利便性の向上と施設利用者の増加に努めます。

(2) 生涯学習情報の収集と発信

① これまで実施した講座･事業を整理し、人材リストの構築を図ります。

② 図書館システムによる適切な蔵書管理を図りながら、利用者が求めている図書館資料の計画的な充実に努めます。

③ ＩＣＴを活用し、いつでもどこでも学習に関する情報を取り出せる環境づくりを推進します。

基本目標３　感性をはぐくむ芸術文化の振興

現状と課題

１　文化センターを中心に、市民の芸術文化活動が盛んに行われています。
今後は、芸術文化活動のさらなる活性化とすそ野の広がりが期待されています。

２　市内には国指定名勝をはじめ、有形無形の文化財がありますが、有形文化財を次世代へ継承していくためには、計画的な修復や保存整備が必要です。
　また、無形文化財である伝統芸能は、後継者不足により技芸の保存継承が課題となっています。

施策の方針

３－１　芸術文化活動の振興

文化団体のさらなる育成支援と活動の場の提供を行うとともに、さまざまな芸術鑑賞の機会を提供します。また、市内在住や出身の芸術家･文化人について、情報の整理と発信に努めます。

３－２　文化財の保存と継承

有形文化財の計画的な修復や保存整備に努めます。また、無形文化財の保存継承のため、支援や発表の場の提供と情報の発信に努めます。

主要施策の体系と方向

３－１　芸術文化活動の振興

(1) 文化団体の育成･支援と活動の場の提供

① 文化団体を育成･支援し、活動の活性化を図ります。

② 文化団体との協働により市民文化祭を実施し、内容の充実に努めます。

(2) 芸術鑑賞機会の提供

① 文化ホール等でのさまざまな芸術文化の鑑賞機会を提供します。

② 学校や地域などで身近に芸術文化に触れられる体験教室や演奏会などの実施に努めます。

(3) 芸術家･文化人の紹介

① 芸術家･文化人および作品の情報を整理し、情報発信に努めます。

② 講演や作品の展示会などにより、市内外への周知を図ります。

３－２　文化財の保存と継承

(1) 文化財の保護･保存と活用

① 指定文化財の保存整備に対する支援に努めるとともに、計画的かつ効果的な修復を推進します。

② 埋蔵文化財包蔵地の開発について、計画段階での調整を図り、適切な対応に努めます。

③ 収蔵資料や地域の文化財を活用した展示会や見学会、体験学習などの実施に努めます。

(2) 伝統芸能の保存継承

① 保存継承団体を支援し、伝統芸能の保存と情報発信に努めます。

② 伝統芸能の発表の場の提供に努めます。

５　計画の推進体制

１．推進体制

本計画を推進するため、社会教育主事、司書等の資格を有する職員が専門性を発揮し、その活用が十分図られるよう努めるとともに、教育委員会関係職員が基本方針を共有し、体系的な事業の実施に努めます。

また、教育委員会内はもとより、市長部局等に対しても効果的な連携を図りながら事業を実施するとともに、地域や関係団体、関係機関とも積極的に連携し、官民一体となった事業の実施に努めます。

２．進捗管理

本計画に基づく施策の進捗状況と成果について、点検・評価することが重要であると考えます。事業の効果を把握し、より効果的な取組みを進めるため、事務事業評価を行い、社会教育委員の会議をはじめ、附属機関の会議等において各年度事業の実施状況を報告し、委員等の評価と意見を求め、事業の改善につなげていきます。

≪生涯学習・社会教育の拠点施設≫

■平川市文化センター

■平川市生涯学習センター

■平川市碇ヶ関公民館

平川市社会教育基本計画（令和５～９年度）

発行日　　令和　　年　　月　　日

発　行　　平川市教育委員会

編　集　　平川市教育委員会 生涯学習課
〒０３６－０１０４
青森県平川市柏木町藤山２５番地６
ＴＥＬ　０１７２－４４－１１１１（代表）
ＦＡＸ　０１７２－５５－５８０９